

# 1 8歳投票がスタートします！

## 選挙のはなし～その3～

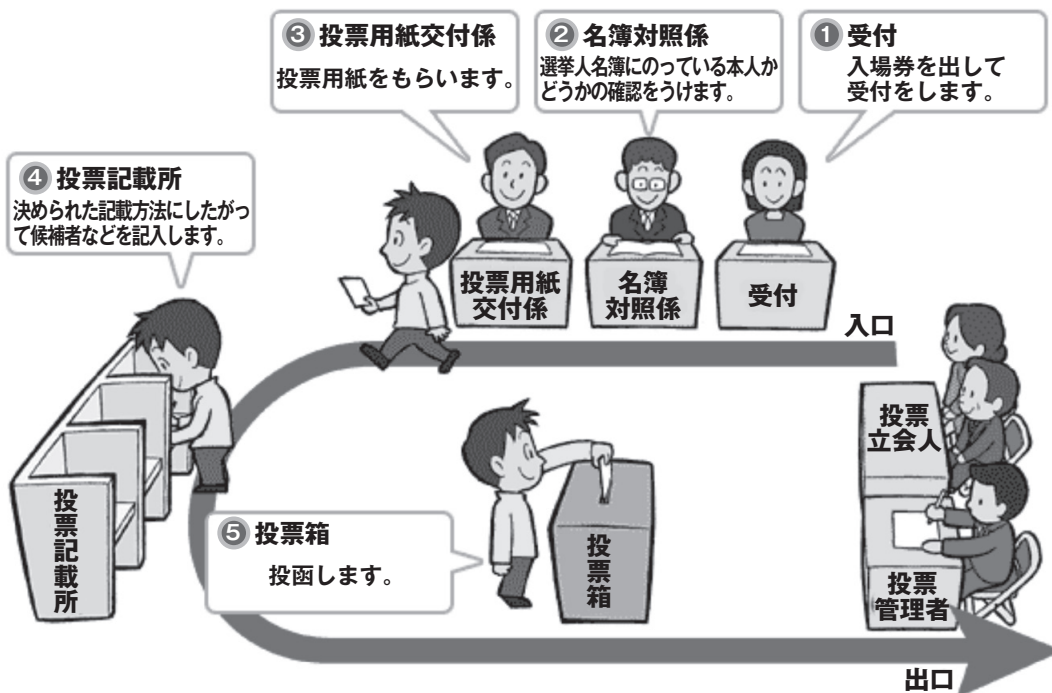


### 今回は投票所のはなしです

#### ▶投票所は、清き一票を投じる場所です

投票所は、清き一票を投じるまじめな場所です。大声を出したり、ふざけたりしてはいけません。それほど入りづらい雰囲気ではありません。投票所ではBGMを流し、入りやすい雰囲気づくりをしています。また、選挙人と一緒に小さな子どもや補助者・介護者なども投票所に入ることできます。投票所は明るい希望を抱いて投票できる場所です。

投票所の中は、おおむね次のようになっています。



出典「公益財団法人 明るい選挙推進協議会」ホームページ

#### ▶投票時間は、朝7時から夜8時まで

投票できる時間は、午前7時から午後8時までです。皆さんそれぞれいろいろな用事があるかもしれません。投票に要する時間はわずかな時間です。時間をつくっていただき、ぜひ投票にお越しください。投票所は、13時間待っています。

#### ▶送られてきた「投票所入場券」を持って行きましょう

町選挙管理委員会から投票日前に「投票所入場券」が郵送で配布されます。これには選挙人の氏名と投票所の名称が書かれており、持参することで名簿との照合がスムーズに行われます。では、投票所入場券がないと投票できない？いえいえ、そんなことはありません！ライブなどのチケットとは違い、本人確認ができればもちろん投票することができます！失くしたり忘れたときには、投票所の係員に申し出てください。

問選挙管理委員会事務局(総務課内) ☎(57)4114

～選挙権の年齢が改正され、18歳以上になりました～

## 野木町長選挙のお知らせ

投票日：8月7日 期日前投票：8月3日～6日

※投票所など、詳しいことは7月号でお知らせします。

問選挙管理委員会事務局（総務課内）☎(57)4114 ☎(57)4190 ✉soumu@town.nogi.lg.jp

### 投票日時

8月7日(日)

7時～20時

《告示日 8月2日(火)》

### 期日前投票期間・時間

8月3日(水)～6日(土)

8時30分～20時

### 期日前投票所

役場本館2階大会議室

### 持ってくるもの

入場券（届いている場合）

※8月2日に発送します。

### 投票できる方

○平成10年8月8日以前に生まれた方

○平成28年5月1日以前に野木町に転入届をした方で、引き続き住んでいる方

### 期日前投票とは？

投票日当日、仕事やレジャーなどの理由で投票所へ行けない場合は、投票日前に期日前投票ができます。なお、期日前投票を行う日に選挙人名簿登録者で満18歳にならない方は、不在者投票ができます。

### 不在者投票とは？

投票所に行けない方のために不在者投票・郵便等による不在者投票の制度があります。  
・遠方に滞在されている方

・指定病院等に入院又は入所されている方

・介護保険法で要介護5の方

・身体に重度の障がいのある方など

※それぞれあてはまる要件があります。また、手続きには時間がかかりますので、お早めに選挙管理委員会までお問い合わせください。

※「介護保険法で要介護5の方」  
「身体に重度の障がいのある方」にあてはまる方は、事前に証明書の発行を受ける必要があります。詳しいことは、選挙管理委員会までお問い合わせください。

### 立候補予定者説明会

立候補予定者への説明会を次のとおり開催いたします。

日時 7月5日(火)

13時30分から

場所 役場新館2階大会議室

### 立候補届出書類等事前審査

立候補届出書類等の事前審査を次のとおり行います。

期日 7月27日(水)

受付時間 13時30分～16時

場所 役場本館2階大会議室

### 選挙公報

町長選挙の選挙公報は、新聞折込みで配布します。

また、町役場、町公民館、町立図書館、町文化会館、老人福祉センター、きらり館、野木ホフマン館、野木駅自由通路に備え付けますので、ご自由にお持ちください。

### 投票立会人の募集

町選挙管理委員会では、投票立会人を募集しています。ぜひご応募ください。

### 資格

町内に住所を有する18歳以上の方（選挙人名簿登録者で選挙権を有する方）

### 応募方法

住所・氏名・生年月日・電話番号等を明記のうえ、直接窓口を持参するか、郵便・FAX・Eメールによりご応募ください。  
※ご応募いただいた方すべてに立会人をお願いするとは限りませんので、ご了承ください。



## ～ 18歳以上の若い世代の投票立会人を大募集します～

公職選挙法の改正により、選挙人名簿に登録のある18歳以上の方が投票立会人になることができます。投票立会人とは、選挙の際に投票事務が公正に行われるよう投票所で立ち会う人のことです。政治や選挙に目を向ける良い機会となりますので、ご応募お待ちしております。

### 【主な仕事】

- ・投票所の開閉の立会い
- ・最初に投票する際に、投票箱に何も入っていないことの確認の立会い
- ・投票する方が投票所に入場してから、投票用紙を投票箱に間違いなく入れ、退場するまでの立会い
- ・投票箱の閉鎖の立会い など



内容	期日前投票所の立会人	投票所の立会人
従事時間	8時30分～20時	6時30分～20時
従事日	期日前投票開設期間 (従事可能な日)	投票日
従事場所	期日前投票所(野木町役場内)	お住まいの地区の投票所
従事内容	投票事務の公正を確保するため、投票事務全般の立ち会い	同左
報酬額	1日 9,500円(現行)	1日 10,700円(現行)

## 政治家の寄附は禁止、有権者が求めることも禁止されています

**みんなで徹底しよう  
三ない運動**

贈らない!

求めない! 受け取らない!

これらのものも、政治家の寄附禁止の対象となります。

秘書等が代理で出席する場合の結婚祝

地域の運動会・スポーツ大会への飲食物等の差入

お祭りへの寄附・差入

町内会の集会・旅行等の催物への寸志・飲食物の差入

落成式・開店祝等の花輪

病気見舞

お歳暮・お年賀

入学祝・卒業祝

葬儀の花輪・供花

秘書等が代理で出席する場合の葬儀の香典

総務省 なるほど! 選挙「寄附の禁止」

総務省 寄附の禁止

検索

(公財) 明るい選挙推進協会

明るい選挙推進協会 三ない運動

検索